

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例のチェックリスト（書類）

番号	図 書 名	実 施 方 針	事 前	許 可	変 更 届	変 更 許 可	摘 要	チ ェ ッ ク
1	事前協議書 (様式第1号)	—	○	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>日付は、受付時に記入すること。</li> <li>各欄の必要事項を記入すること。</li> <li>「事業区域の所在地」は、すべての地番を記入すること。(欄が足りない場合は別紙に記入すること。)</li> <li>面積は、小数第2位まで記入すること。</li> <li>提出部数は、正1部+意見照会各課関係機関数(15~30程度)となる。担当者が決裁後、部数(提出先)を連絡するので、別紙(意見照会添付書類・図書)に基づき提出すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2	太陽光発電設備設置 許可申請書 (様式第8号)	—	—	○	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>日付は、受付時に記入すること。</li> <li>各欄に必要事項を記入すること。</li> <li>「事業区域の所在地」は、すべての地番を記入すること。(欄が足りない場合は別紙に記入すること。)</li> <li>面積は、小数第2位まで記入すること。</li> <li>「その他必要な事項」は、申請に係る関係法令等を記入すること。</li> <li>正1部を提出すること。</li> <li>申請時、審査手数料を市発行の納付書で納付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3	事業計画軽微 変更届出書 (様式第12号)	—	—	—	○	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>日付は、受付時に記入すること。</li> <li>各欄必要事項を記入すること。</li> <li>変更事項が面積の場合は、小数第2位まで記入すること。</li> <li>正1部、副1部提出すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4	太陽光発電設備設置 変更許可申請書 (様式第13号)	—	—	—	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>日付は、受付時に記入すること。</li> <li>「事業区域の所在地」は、すべての地番を記入すること。(欄が足りない場合は別紙に記入すること。)</li> <li>面積は、小数第2位まで記入すること。</li> <li>正1部を提出すること。</li> <li>その他必要な事項は、他法令関係を記入。</li> <li>申請時、審査手数料を市発行の納付書で納付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4-1	変更理由書 (別紙となる場合)	—	—	—	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者から市長あての文書とし、変更理由、内容を明記すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5	位置図 縮尺:1/2,500程度	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位、縮尺を表示すること。</li> <li>区域を着色(黄)すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
6	委任状	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>日付を記入し、朱印のものを添付すること。</li> <li>様式は任意(なるべく、工事検査済通知書の受領までの委任内容とすること。)</li> <li>変更時は、変更に関する委任となっていること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
7	許可通知書	—	—	—	○	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可通知書の写しを添付すること。(割り印のある許可条件、別紙を添付)。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
8	資力信用調書 (開発様式14)			○	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業区域面積が1ha未満は不要。</li> <li>各欄に必要事項を記入すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
9	法人税/ 所得納税証明書	—	—	○	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人の場合は、住民票記載事項証明書を添付すること。</li> <li>法人税、所得納税証明書は、朱印のものを2ヵ年分添付すること。(国税分のみ、税務署で発行)</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
10	法人登記簿謄本/ 住民票	—	○	○	△	△		
11	財務諸表	—	—	○	△	△		
12	事業経歴書	—	—	○	△	△		
13	工事能力調書 (開発様式15)	—	—	○	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業区域面積が1ha未満は不要。</li> <li>各欄に必要事項を記入すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
14	建設業登録証明書	—	—	○	△	△	<b>建設業の許可のない場合</b>	
15	法人登記簿謄本	—	—	○	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>履歴事項全部証明書(法務局発行のもので3ヵ月以内)、事業経歴書を添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
16	事業経歴書	—	—	○	△	△		

次頁に続く

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例のチェックリスト（書類）

番号	図 書 名	実施方針	事前	許可	変更届	変更許可	摘 要	チェック
17	役員一覧表 (様式第9号)	-	-	○	△	△	・朱印のものを添付すること。 ・各欄に必要な事項を記入すること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
18	欠格要件非該当誓約書 (様式第10号)	-	-	○	△	△	・朱印のものを添付すること。 ・日付を記入すること。 ・各欄に必要な事項を記入すること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
19	使用人一覧表 (様式第11号)	-	-	○	△	△	・朱印のものを添付すること。 ・各欄に必要な事項を記入すること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
20	実施方針協議書 (様式第2号)  ※抑制区域内に設置する場合は作成すること。	○	○	○	-	○	・日付は、受付時に記入すること。 ・各欄に必要な事項を記入すること。 ・「事業区域の所在地」は、すべての地番を記入すること。（欄が足りない場合は別紙に記入すること。） ・面積は、小数第2位まで記入すること。 ・「事業区域のうち抑制区域に該当する区域の内容」は、条例第6条第1項に掲げる区域のうち該当する区域を記載すること。 ・正1部、副1部提出すること。 ・事前協議書、(変更)許可申請書には写しを添付すること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
21	実施方針  ※抑制区域内に設置する場合は作成すること。	○	○	○	-	○	・防災上必要な構造物の設置計画等を記載すること。 ・良好な自然環境の保全に必要な措置を記載すること。 ・良好な景観の保全に必要な措置を記載すること。 ・設置工事の施行方針を記載すること。 ・事前協議書、(変更)許可申請書には写しを添付すること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
22	事業計画書	-	○	○	-	△	・大津市太陽光発電設備の設置ガイドラインに沿って作成すること。	<input type="checkbox"/>
23	設計説明書 (開発様式10) (開発様式10-1)	-	○	○	-	△	・基本方針は、造成、雨水排水、その他公共施設等について簡潔にコメントすること。 ・法定外道路、水路等の取扱いについては、路政課と協議しておくこと。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
24	公共施設一覧表 (開発様式11)	-	○	○	-	△	・公共施設のない場合は不要。 ・求積図と整合させること。 ・数値は小数点以下第2位まで表示すること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
25	開発協定書	-	-	○	-	△	・協定を締結した場合、開発協定書の写しを添付すること。	<input type="checkbox"/>
25-1	開発協定書の作成	-	-	○	-	△	・開発協定書の作成は以下のとおりとする。 協定文：大津市で作成する。 位置図、土地利用計画平面図、工程表はそれぞれ2部 協議事項処理一覧表、法人登記簿、謄本（原本最新のものはそれぞれ1部用意する。なお、図面はA3（縮小版）とする。	<input type="checkbox"/>
26	事前協議事項通知書	-	-	○	-	△	・事前協議事項通知書の写しを添付すること。	<input type="checkbox"/>
27	事前協議要件処理一覧表 (宅造様式74-1)	-	-	○	-	△	・様式は、「付加要件」、「措置事項」、「備考（協議終了日）」の一覧表とすること。 ・記載内容は、協議確認書と整合させること。 ・他法令の許認可日、官民境界確定日・番号を記入すること。 ・協議確認書の内容が、完結していないものについては、その後に対応した内容について追記すること。 ・処理内容を図書に反映すること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
28	各課協議事項協議書 (宅造様式74)	-	-	○	-	△	・様式中の事業名を「太陽光発電事業」あるいは「太陽光発電事業及び宅地造成事業」と修正して作成すること。 ・確認印が押された各課協議事項協議書の写しを添付すること。 ・協議確認書添付図書が重複する場合は、1部でも可。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
29	各課協議事項協議書 添付図書	-	-	○	-	△	・本申請書に別途添付されるものは、添付不要とする。	<input type="checkbox"/>
30	関係法令許可書	-	-	○	-	△	・同時許可以外は、関係法令許可書の写しを添付すること。 ・同時許可となるものは、許可申請書の写しを添付すること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
31	官民境界確定協議書	-	-	○	-	△	・官民境界確定協議書の写しを添付すること。 ・官民境界確定書添付図書が重複する場合は、1部で可。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

次頁に続く

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例のチェックリスト（書類）

番号	図 書 名	実 施 方 針	事 前	許 可	変 更 届	変 更 許 可	摘 要	チ ェ ッ ク
32	公図	—	○	○	—	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位を記入すること。</li> <li>法定外道路「里道」（赤）、法定外水路「水路」（青）、区域（黄）で着色すること。</li> <li>一部区域はメガネ表示すること。</li> <li>法務局発行印のあるものの写しを添付すること。（宅造許可申請と同時の場合は正本）</li> <li>区域がまたがる場合は公図を合成し、調査法務局名、日付、調査者の氏名を記入すること。</li> <li>最新のもの（発行日から3カ月以内）とすること。</li> <li>現況平面図と整合しているか確認すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
33	区域内権利者一覧表 （開発様式16）	—	○	○	—	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>各欄必要事項を記入すること。</li> <li>所有者及び、抵当権者等（乙区）も記入すること。</li> <li>同意の有無を記入すること。なお、申請人が権利者の場合は、申請人と記入すること。</li> <li>共有名義は、全権利者とその持ち分を摘要欄に記入すること。</li> <li>現況平面図と整合しているか確認すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
34	土地使用承諾書 （宅造様式54）	—	—	○	—	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>同意の日付を入れること。</li> <li>朱印のものと本人確認書類を添付すること。</li> <li>申請者以外の全ての権利者の使用承諾書を添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
36	公共施設等利害関係人 同意書	—	—	△	—	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて添付すること。（土地改良区、財産区等が管理している場合等）</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
37	その他利害関係人等 同意書	—	—	△	—	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水同意等で、利害関係人の同意が必要な場合、添付すること。</li> <li>法定外道路、水路の付替等がある場合、利害関係人等の同意について路政課と協議しておくこと。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
38	事前周知結果報告書 （宅造様式72） 説明会実施参加者名簿 （宅造様式72-1） 事前周知結果報告書に 関するチェックリスト	—	—	○	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>確認の日付を入れること。</li> <li>地元代表者の内容確認のサインを記入してもらうこと。（内容確認であり、同意ではないことをしっかり説明すること。）</li> <li>近隣住民、地元自治会等に説明を行うこと。許可後も住民理解が不十分の場合は、説明会を重ねること。</li> <li>隣接地権者には、漏れなく説明を行うこと。</li> <li>説明時の議事録を作成すること。いつ、だれが、だれに、説明内容を明確に記入すること。</li> <li>説明会には原則として開発事業者、設計者、工事施工者が同席すること。</li> <li>対象者の漏れがないよう、「事前周知結果報告書に関するチェックリスト」において、各項目をチェックしたものを添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
39	全部事項証明書 （土地及び建物）	—	—	○	△	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>全部事項証明を添付すること。</li> <li>正本には、法務局の発行印のあるものを添付すること。</li> <li>最新のもの（発行日から3カ月以内）とすること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
40	水理計算書	—	○	○	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域内の水理計算を行うこと。</li> <li>水路の排水勾配は、0.5%以上を確保すること。</li> <li>雨水排水計画平面図の縮小図を添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
		—	—	○	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発区域外の100倍程度の流域での流末の水理計算を行うこと。</li> <li>大津市開発許可制度に関する基準第8章I 5雨水排水施設に従い、所定の資料を添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
41	放流先経路図 縮尺1/：2,500程度	—	○	○	—	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業区域から流出する雨水排水の経路図を作成し添付すること。（位置図を使用しても可）</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
42	構造計算書（擁壁）／ カタログ	—	○	○	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>二次製品はカタログの写しを添付し、該当箇所に着色表示をすること。なお、二次製品でも安定計算を要する場合がある。</li> <li>二次製品は、大臣認定品を使用すること。</li> <li>現場打ちの構造物は、安定計算書を添付すること。</li> <li>設計に用いる載荷重は、実状に応じた適切な荷重とすること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

次頁に続く

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例のチェックリスト（書類）

番号	図 書 名	実 施 方 針	事 前	許 可	変 更 届	変 更 許 可	摘 要	チ ェ ッ ク
43	構造計算書（太陽光発電設備）／ カタログ	－	○	○	△	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽電池モジュールの規格、仕様が確認できるカタログ等を添付すること。</li> <li>基礎の安定計算書を添付すること。</li> <li>フレーム、架台は必要な構造規格を満たしていること。</li> <li>腐食に対する措置を示すこと。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
44	土量計算書	－	－	○	△	－	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可申請時には、必ず添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
45	防災計画書	－	△	△	△	－	<ul style="list-style-type: none"> <li>A = 1 ha 以上の造成時に添付すること。</li> <li>防災計画書作成要領に沿って作成すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
46	盛土全体の安定性の 検討	－	－	○	△	－	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模盛土造成地では造成の規模により盛土全体の安定性の検討を行うこと。 「宅地防災マニュアルの解説」 p 128、149 参照</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
47	工程表	－	－	○	△	－	<ul style="list-style-type: none"> <li>工期は、申請書と整合させること。</li> <li>作成者氏名を記入すること。</li> <li>様式は、バーチャートとすること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
48	現況写真	○	○	○	△	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>区域を朱線で表示すること。</li> <li>撮影方向位置図を添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
49	チェックリスト	－	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>チェックリストに記載のある必要事項を確認及びチェックし添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
50	その他	－	○	○	－	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>分かり易くするため、図書名毎にインデックスを付けること。</li> <li>図書はファイル等に綴じること。</li> <li>その他必要と思われる資料の提出を求めることがある。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>

注1 表中、○印は、必要  
－印は、不要  
△印は、場合によっては、必要

注2 変更の場合  

- 変更前後が1枚で表示できる場合  
変更前 「赤色」、  
変更後 「黒色」 の2段書き標記とする。
- 変更前後が2枚での表示となる場合  
変更前 「赤色」 右上肩に「変更前」、  
変更後 「黒色」 右上肩に「変更後」と標記する。

注3 各様式は大津市開発調整課ホームページに掲載  

- 「様式第○○号」は、太陽光許可様式（「太陽光発電設備」の項目内）
- 「開発様式○○」は、開発許可様式（「宅地開発・宅地造成」の項目内）
- 「宅造様式○○」は、宅造許可様式（「宅地開発・宅地造成」の項目内）

様式番号の記載のないものは任意

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例のチェックリスト（図面）

番号	図面名	実施方針	事前	許可	変更届	変更許可	摘要	チェック
全体		—	○	○	—	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図面は、図面袋に入れること。</li> <li>・図面名、図番を書いた凡例を図面袋に貼り付けること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
	各図面共通事項	—	○	○	—	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方位、縮尺を表示すること。</li> <li>・区域界を赤色で表示すること。</li> <li>・図面名、図番、作成日、作成者等を記入すること。</li> <li>・各種平面図において、現況道路名、有効道路幅員、河川名等表示すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
1	現況平面図 縮尺:1/500 程度	—	○	○	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排出先構造物、取水・排水を図化すること。</li> <li>・等高線は、2 mの標高差を示すこと。</li> <li>・区域内外の現況高を示すこと。</li> <li>・区域内は、地番、地目、所有者を表示すること。</li> <li>・隣接地は、地番、所有者を表示すること。</li> <li>・一部区域はメガネ表示すること。</li> <li>・地番界が分り難い場合は補助線で表示すること。</li> <li>・官民境界確定日、番号を表示すること。（既に確定していれば表示すること。）</li> <li>・公図に合わせて、法定外道路（赤）・法定外水路（青）を着色すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
2	土地利用計画平面図 縮尺:1/500 程度	—	○	○	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域内は現況線を消去すること。</li> <li>・河川に近接する場合は、河川区域（保全区域）を表示すること。</li> <li>・施設区分別に凡例を設けて着色すること。</li> <li>・土地利用計画表（公共施設の範囲を明示）を表示すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
3	造成計画平面図 縮尺:1/500 程度	—	○	○	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画線と現況線を重ねること。</li> <li>・凡例を設けて法面、構造物別に着色すること。</li> <li>・盛土（赤）、切土（黄）を着色すること。</li> <li>・雨水排水計画と兼ねてもよい。</li> <li>・構造物タイプ、H（見え高・全高）、延長を表示すること。尚、Hの確認が容易となるよう天端高、地盤高を分り易く表示すること。</li> <li>・FHを表示すること。</li> <li>・法面勾配及び法面防護工を表示すること。</li> <li>・断面線を表示すること。</li> <li>・道路法、河川法の工事範囲等を色別し表示すること。又許可番号、許可日を記入すること。（事前は工事範囲のみ表示すること。）</li> <li>・施工及び検査で使用できる水準点を設置（表示）すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
4	造成計画断面図 （横断） 縮尺:1/100 程度	—	○	○	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画線と現況線を重ねること。</li> <li>・盛土（赤）、切土（黄）を着色すること。（区域外含む）</li> <li>・FHを表示すること。</li> <li>・区域内及び外で原地盤の高さを表示すること。（FHとGHは対比できること。）</li> <li>・区域外の隣接地番を表示すること。</li> <li>・法面勾配及び法面防護工を表示すること。</li> <li>・土留構造物の寸法（全高、見え高、根入れ）を表示すること。既存物は、現況見え高を表示し既存構造物である旨を記入すること。</li> <li>・排水方向を「→」で記入すること。</li> <li>・伐除根、耕土すき取り、既設構造物の撤去など、原地盤処理について表示すること。</li> <li>・区域内に法面が生じる場合は、区域内の土砂が流出しないように、道路と法面の間に平場（50 cm程度）を設けること。</li> <li>・琵琶湖周辺の場合、TP+84.371+1.5m ラインの表示をすること。</li> <li>・太陽光発電設備を記入すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
5	排水計画平面図 縮尺:1/500 程度 （雨水排水）	—	○	○	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・凡例を設け排水施設毎に着色すること。</li> <li>・断面線を表示すること。</li> <li>・構造物タイプ、勾配、延長を表示すること。</li> <li>・流れの向き、水理計算書で算出した計画高水流量及び計画排水量を表示すること。</li> <li>・排水方向を「→」で記入すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>

次頁に続く

番号	図面名	実施方針	事前	許可	変更届	変更許可	摘要	チェック
6	構造図 縮尺:1/50 以下	—	○	○	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての構造物を表示すること。</li> <li>コンクリート強度、基礎材規格値を表示すること。</li> <li>二次製品（宅造認定品）の製品名を表示すること。</li> <li>擁壁構造物については、裏込め、水抜き等構造を技術基準に従い、表示すること。根入れ及び目地位置等が確認できるように、展開図を作成すること。</li> <li>擁壁出隅み部の補強詳細図を作成すること。</li> <li>各構造物の仕様や設計条件等、必要事項を記入すること。</li> <li>排水構造物について側溝グレーチング（T-25）1枚/10m程度設置すること。</li> <li>他法令用の図は、対象法令を明記すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
7	求積図 縮尺1:500 程度 （土地利用計画図と縮尺を合やすこと。）	—	○	○	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>座標求積又は、三斜求積とする。（ただし、座標求積の場合は、全座標点を網羅して求積すること。）</li> <li>区域外周及び各施設の辺長を表示すること。</li> <li>土地利用計画図に準じて着色すること。</li> <li>官民境界確定部分は、辺長を確定協議書に整合させること。</li> <li>測点が密集する箇所は、拡大図を作成すること。</li> <li>面積は小数点以下第2位まで表示すること。</li> <li>原則公共座標を使用すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
8	防災計画図（平面・構造図）	—	—	○	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>A = 1 ha 以上の場合作成すること。</li> <li>防災計画書の内容と整合させること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
9	チェックリスト	—	○	○	—	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>チェックリストに記載のある必要事項を確認及びチェックし添付すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>

注1 表中、○印は、必要 —印は、不要 △印は、場合によっては、必要

注2 変更の場合 ・変更前後が1枚で表示できる場合  
 変更無 「黒色」 変更前 「黄色」 変更後 「赤色」  
 構造図新規 「赤色」でタイトルに「新規」と標記  
 構造図廃止 「黄色」で「×」で消去  
 ・変更前後が2枚での表示となる場合  
 変更前 「黄色」でタイトルに「黄色」で「変更前」と標記  
 変更後 「赤色」でタイトルに「赤色」で「変更後」と標記

注3 各図面のイメージは、大津市開発調整課ホームページに掲載の「モデル設計図」（「宅地開発・宅地造成」の項目内）を参照のこと